

育児休業取得推進行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることに
よって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計
画を策定する。

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日～平成 36 年 3 月 31 日までの 5 年間

2. 内容

目標 1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 平成 31 年 4 月～ 法に基づく諸制度の調査
- 平成 31 年 4 月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標 2. 育児休業等を取得しやすい環境作りのため、管理職の研修を行う。

<対策>

- 平成 31 年 4 月～ 管理職へのアンケート調査による実態把握
- 平成 31 年 4 月～ 研修内容の検討
- 平成 31 年度～ 研修の実施